

改正後	改正前
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受け ることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三 条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律 第七十三号）第六十八条、第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項 、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条 前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る 部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号） 第二百二条第一項、<u>第百三条の二</u>、<u>第百四条第一項</u>（同法第百二条第 一項若しくは第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、第百八十 二条第一項若しくは第二項若しくは第百八十四条（同法第百八十二 条第一項若しくは第二項の規定に係る部分に限る。）、労働保険の 保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四 十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定 に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六 号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る 部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わ</p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受け ることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条若しくは第二 百十四条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十八条若 しくは第七十条、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十 号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前 段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法 律第百十五号）<u>第百二条第一項</u>、<u>第百四条</u>（同法第百二条第一項の 規定に係る部分に限る。）、第百八十二条第一項若しくは第二項若 しくは第百八十四条（同法第百八十二条第一項若しくは第二項の規 定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律 （昭和四十四年法律第八十四号）<u>第四十六条前段若しくは第四十八 条第一項</u>（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇 用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）<u>第八十三条若しくは第八 十六条</u>（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により 罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることが なくなつた日から起算して五年を経過しない者</p>

り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過
しない者

三丁六（略）

三丁六（略）